

相続時精算課税の 年齢要件緩和か？

制度調査部
鳥毛 拓馬

2007年度税制改正で経済産業省・中小企業庁が要求へ

【要約】

経済産業省・中小企業庁は2007年度税制改正で、中小企業経営者が、後継者に自社株を贈与する場合に、相続時精算課税における親の年齢制限の撤廃を要望している。

年齢制限が撤廃されると、円滑な事業承継が促進されることが予想される。

本稿では相続時精算課税制度について概観した上で、年齢制限の廃止について若干検討する。

1. 相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度とは、多額の生前贈与を容易にし、次世代に財産を移すことを進めるため、2003年度税制改正で導入された制度のことである。

この制度は、生前贈与時に贈与財産に対して低い税率で贈与税を課し、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合わせた価額を基に計算した相続税額から、贈与税額を控除することにより、贈与税と相続税の一体化を目指した課税方法である。

我が国では、高齢化社会が進んでいることにより、相続による子の世代への財産移転時期がこれまでよりも大きく遅れているという実情がある。また、高齢者の保有財産を有効に活用をすることにより経済社会を活性化させるという社会的要請もある。

このような中で、資産の移転時期の選択に対する課税の中立性を確保し、生前贈与による財産移転がスムーズにいくことを促すために、相続時精算課税制度が導入されたのである。

相続時精算課税制度は、受贈者である子が贈与者である親ごとに、利用するかどうかを選択することができる。対象となる財産の種類・金額・贈与回数に制限はない。相続時精算課税の適用を受けるためには、最初の贈与を受けた翌年2月1日から3月15日までに税務署に届出書を提出しなければならない。届出書が提出されると、相続時まで継続して適用される。

相続時精算課税制度の概要

贈与税	
・ 贈与財産の価額から控除する金額	
特別控除額 2,500 万円	
前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となる。	
・ 税率	
特別控除額を超えた部分に対して、一律 20%の税率	
・ 具体例	
たとえば、1 年目に 1,500 万円贈与し、2 年目に 1,200 万円贈与したとする。この場合、1 年目の 1,500 万円については全額控除が認められる。しかし、2 年目の 1,200 万円については、1,000 万円まで控除され、特別控除額を超えた残額 200 万円については税率 20%の贈与税が課されることになる。	

↓

相続時に精算

相続税	
贈与者死亡時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加えて相続税額を計算する。	
その際、贈与時に支払った贈与税額を相続税額から控除する。支払った贈与税額が相続税額を上回る場合は、その差額が還付される。	

(財務省資料を基に大和総研制度調査部作成)

従来の暦年課税と相続時精算課税制度の差異

	相続時精算課税制度	従来の暦年課税
適用対象者	親子。親は 65 歳以上(住宅取得資金なら 65 歳未満も可)、子は 20 歳以上(代襲相続人を含む)。年齢は贈与をした年の 1 月 1 日時点で判断	親族間に限らず、第三者でも可
届け出	非課税枠内でも贈与を受けるたびに必要	非課税枠内なら不要
控除額	累積 2500 万円(住宅取得資金ならプラス 1000 万円)	毎年 110 万円まで
贈与税率	超過額の一律 20%	額によって 10 ~ 50%
相続税の対象	相続財産と精算課税制度を利用して贈与された財産	相続財産と相続前 3 年以内に受けた贈与財産

2 年齢要件の緩和等について

経済産業省・中小企業庁は2007年度の税制改正で、中小企業の事業承継を円滑に進めるため、相続時精算課税制度を拡充し、事業承継に限って親の年齢制限の撤廃を要求する方針である。

具体的には「65歳以上」という親の年齢制限を緩和し、50歳代や60歳代前半でリタイアする中小オーナー経営者が、事業を子供(経営に従事する役員となっている場合に限る)に計画的に継承しやすくする制度改正を打ち出すとしている。

さらに、非課税枠についても3500万円に拡充するとしている。

なお、財産の贈与対象となる子供の年齢については、現行制度の要件である「20歳以上」に据え置く模様である。

現行の相続時精算課税制度は、年齢制限があるがために、中小企業経営者が予め計画を立てた上で事業承継を行うということを促進する制度としては不十分であることは否めないと思われる。

今後、約800万人いると言われるいわゆる「団塊の世代」の人々が大量にリタイアを迎える中で、年齢制限が緩和されれば、中小企業経営者の事業承継の円滑化が促進されることになるであろうと考えられる。

後継者にとって最も都合のよい時機で行われる事業承継が、今後増えることも予想される。

相続時精算課税制度に関する以下の制度調査部情報も参考にされたい。

「相続時精算課税の利用状況」	齋藤 純	2006年4月25日
「相続時精算課税制度の利用状況」	齋藤 純	2004年5月28日
「相続時精算課税制度と事業承継」	齋藤 純	2003年5月12日
「新しい相続税・贈与税の仕組み」	齋藤 純	2003年1月30日
「贈与税の非課税枠拡大」	齋藤 純	2002年12月17日